宅地建物取引士資格登録申請

〈青森県で登録できる方〉

次の（1）～（3）**をすべて**を満たす方

（1）青森県で受験した宅地建物取引士試験に合格している方

（2）次の①～③のいずれかに該当する方

① 宅地建物取引業の実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上ある方

・実務経験として算入できる期間は、宅地建物取引業者の従事者として顧客への説明、物件の調査等、具体的な宅地建物の取引に関する業務に従事した期間です。

・宅地建物取引業者で勤務していたとしても、受付、秘書や総務、人事、経理、財務等の一般管理業務やその他補助的な事務、不動産管理業務および不動産賃貸業務に従事した期間は除きます。

② 登録実務講習を申請日から過去10年以内に修了した方

・宅地建物の取引に関する実務の講習であって、国土交通大臣の指定、登録を受けたもの。
・実務講習機関については国土交通省のホームページをご覧ください。

③ 国、地方公共団体又はこれらの出資に伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に従事した期間が申請日から過去10年以内に2年以上ある方

（3）宅地建物取引業法第18条第１項各号に掲げる欠格要件に該当しない方

申請書類一覧

順番	書類の名称	主な留意事項
1	様式第５号 登録申請書　第一面	
	顔写真	・登録申請書（第一面）に貼付すること。 ・縦３㎝×横２．４㎝（顔２㎝程度） ・申請前６か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身及び無背景のカラー写真。 ・ポラロイド写真、光沢紙でないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるもの又は画像を加工したものは不可。
2	第二面	・登録手数料として、青森県証紙37,000円分を貼付。消印はしないこと。
3	様式第６号　誓約書	
4	登記されていないことの証明書 （発行日から３か月以内のもの）	・法務局が発行する「成年被後見人及び被保佐人とする記録がない」ことの証明書。 ※青森県内では、青森地方法務局戸籍課でのみ窓口申請を受付。 （支局では受付していない。） 郵送での申請は、東京法務局で受付。 ・外国籍の方も添付が必要。
5	身分証明書 （発行日から３か月以内のもの）	・本籍地の市町村が発行する「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者ではない」及び「破産者に該当しない」という証明書。（運転免許証やパスポート等ではない。）
6	住民票の抄本 （発行日から３か月以内のもの）	・マイナンバーの記載がないもの。 ・外国籍の方は、国籍等　並びに　在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間満了の日　及び　在留カードの番号　または　特別永住者証明書の番号の記載のあるもの。

7	合格証書の写し	・原本も提示すること。（内容確認後に返却。郵送の場合は不要。） ・合格証書に記載の氏名から変更があった場合は、旧姓・新姓のつながりが確認できる戸籍抄本（発行日から３か月以内のもの。）の提出が必要。
8	登録資格を証する書面	・①～③のいずれかの書面を添付すること。
	①実務経験証明書 （様式第５号の２）	・宅地建物取引業者での実務経験が申請時から過去10年以内に２年以上ある者
	②登録実務講習修了証【原本】	・登録実務講習修了者 ・実務講習修了日から10年間有効。
	③各機関の発行する証明書	・国、地方公共団体等における２年以上の実務経験者〈過去10年以内〉

（緑色の枠）の書類は、法定様式。